

令和7年4月1日受診分より「人間ドック補助金」の 支給額を改定することになりました。

こくほのページ①に記載のとおり、当組合の組合財政が今後も厳しくなる見込みでございます。そのため、歳出の見直しを行い、「人間ドック補助金」の支給額を下記のとおり、見直すことといたしました。

何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

「人間ドック補助金」
の支給額(上限)が
変わります。

	令和7年3月31日 受診分まで		令和7年4月1日 受診分より
税理士である組合員	40,000円	▶	30,000円
勤務税理士である組合員	40,000円	▶	30,000円
従業員である組合員	30,000円	▶	20,000円
家 族	25,000円	▶	20,000円